○○○○ 身体拘束適正化検討委員会規程

（委員会の目的）

第1条　身体拘束適正化検討委員会は、障害のある利用者の人権擁護の観点か

ら、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げ

ることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正

化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第２条　委員は以下のとおりとする。

　　　１）委員長は、虐待防止責任者である管理者(施設長等役職名)とする。

　　　２）委員は、虐待防止担当者である主任、副主任、サービス管理責任者に、

各作業班長を加える。

　　　３）委員には、法人の第三者委員を加えることができる。

　　　４）委員には、利用者の代表等を加えることができる。

　　　５）委員には、家族会の代表等を加えることができる。

（委員会の開催）

第３条　委員会の開催を次のとおりとする。

　　　１）委員会は、○か月に１回開催する。

　　　２）臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第４条　委員会は次のとおり実施する。

１）「身体拘束0への手引き」「○○○○身体拘束の適正化のための指針」

を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体

拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。

２）委員会で緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記

載、および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式１）」に

より利用者本人、保護者へ説明し同意を得るよう職員に指示する。

３）身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示する。

４）身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカン

ファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、「緊急やむを得ない

身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式２）」に検討内容を記録

する。

５）身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。

６）身体拘束適正化に係る研修を年１回以上行うこととする。

７）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第５条

　１）委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない施設・事業所環境づくりを目指さなければならない。

　　　２）委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。

３）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

附　則　この規程は、令和 ３年○○月○○日から施行する。

※この規程は、福岡県障害福祉課が作成した「虐待防止委員会設置要領(案)」を

　流用して加工した愛知県知的障害者福祉協会権利擁護委員会モデルです。

福岡県障害福祉課のモデルも使用できますので、流用元を確認し、それぞれの

施設・事業所にあうように作成して下さい。

※運営基準では、「虐待防止委員会」と「身体拘束適正化検討委員会」は委員が

相互に関係するため、一体的に設置・運営を許可しています。

※ただし、施設・事業所の実態に適するために違う職員を委員に任命する場合は、

別々に設置した方が良いと考えます。

⇒　虐待防止委員…サビ管、課長、主任、副主任

⇒　身体拘束適正化検討委員…虐待防止委員＋作業班長、ユニットリーダー、

　　　　　　　　　　　　　　世話人代表等

※それぞれの施設・事業所にあわせて別々に設置しても、委員が同じ職員であれ

ば一体的に「虐待防止・身体拘束適正化検討員会」として設置しても構いませ

ん。